

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（宅地建物取引業者名簿等の閲覧又は写しの交付の請求）

第四条の二 法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿等の閲覧をしようとする者又はこれらの写しの交付を受けようとする者は、様式第三号の二の宅地建物取引業者名簿等閲覧等請求書を知事に提出しなければならない。

第十条第二号中「第五号の二まで」を「第七号まで又は第十二号」に改める。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2（第4条の2関係）

宅地建物取引業者名簿等閲覧等請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

請求者 住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者氏名 〕

宅地建物取引業法第10条（及び埼玉県宅地建物取引業法施行細則第4条の2）の規定

により、下記のとおり宅地建物取引業者名簿等の^{閲覧}写しの^{交付}を請求します。

記

目的	該当する番号を○で囲んでください。 1 取引のための調査（売買・賃貸借・その他） 2 その他（ ）		
免 許 証 番 号	商 号 又 は 名 称	写しの枚数	
大臣 知事	() 第 号		枚
大臣 知事	() 第 号		枚
大臣 知事	() 第 号		枚
大臣 知事	() 第 号		枚
大臣 知事	() 第 号		枚
大臣 知事	() 第 号		枚
宅地建物取引業者の件数		写しの交付枚数	
300円× 件 円		10円× 枚 円	
収入証紙貼付欄		収入証紙貼付欄	

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。